

## むすび

平成12年3月に食料・農業・農村基本法の理念や施策の基本方向を具体化するための計画として食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」）が策定され、食料・農業・農村基本法に即した施策は、新たな世紀に向けた力強い展開の第一歩を記した。

このような年に当たって、本報告においては、基本法の基本理念を踏まえつつ、食料、農業及び農村の動向と直面する課題等について様々な観点から分析・検討を行った。また、分析・検討に当たっては、基本計画に即した具体的施策の実施の方向やその必要性等について、広く国民の理解と支持を得、今後の国民的取組みの促進につながることを念頭において作業を行った。

報告における検討結果を基本認識としてまとめると、以下のとおりである。

### 〔食料自給率目標の達成に向けた取組みの推進〕

1. 我が国の食料自給率は、主要先進国のなかで最低の水準となっており、国民の多くが将来の食料供給のあり方に不安を表明している。食料自給率の低下要因には、自給品目である米の消費の減少、輸入飼料や油糧種子に依存せざるを得ない畜産物、油脂類の消費の増加といった食生活の変化や国土条件の制約等があげられ、今後、基本計画において設定された目標（供給熱量総合食料自給率：22年度を目標年次として45%）の達成に向けて、国民の理解と参加のもとに生産、消費の両面から取組みを進めることが必要である。

この際、農業生産の増大については、需要に応じた生産に十分に留意しつつ、基本計画に示された課題と生産努力目標の達成に向けた取組みが重要である。また、消費面においては、栄養バランスの崩れや食料ロスの増加、食習慣の乱れ等の課題に対応して、国民一人ひとりが自らの食生活を見直し、望ましい食料消費の姿の実現に取り組むことが重要であり、このため、食生活指針の定着と実践に向けた国民的運動の展開等取組みの強化が必要である。

### 〔食品の安全性・品質管理対策及び食品の表示・規格対策の充実〕

2. 平成12年6月に発生した加工乳等に起因する大規模な食中毒事故をはじめ、食品の安全性にかかわる事故が相次いでおり、食品の安全性に対する消費者の関心はかつてなく高まっている。これに対応して、国民の食の安全性に対する信頼を回復するため、生産から消費に至る一貫した衛生管理体制の再点検等安全性と品質確保対策の充実が求められている。

また、消費者の適切な商品選択に資するとともに、国際規格との整合性の確保等の要請に対応して、食品表示制度の拡充、有機食品の検査認証制度の導入、JAS規格の定期的な見直し等を内容とする改正JAS法が12年6月に施行されたところであり、この制度の定着・普及を推進する必要がある。

### [食品産業の健全な発展]

3. 食品産業は食料の安定供給において大きな役割を担っており、食料の安定供給の確保のためには、この健全な発展を図っていくことが必要である。このため、技術開発の支援等を通じた事業基盤の強化を図るとともに、農業と食品産業の連携の強化、事業活動に伴う環境負荷の低減及び資源の有効利用のための環境対策への積極的取組み等を推進する必要がある。

また、流通チャネルの多様化や情報化の進展等に対応した食品流通分野の効率化と活性化が必要である。

### [不測の事態における食料安全保障の確保と国際協力]

4. 世界の食料需給の見通しが、中長期的にみて楽観できない状況にあるなかで、我が国としては食料の安定供給の確保と食料安全保障の確立に向けて、国内農業生産の増大を図ることを基本とし、あわせて安定的な輸入の確保と適切な備蓄の実施に努めることが必要である。また、不測の事態が生じても国民に対する最低限の食料供給が確保されるよう、対策を機動的に発動するためのマニュアルの策定等が必要である。

さらに、世界の食料問題の将来にわたる安定に資するため、食料・農業分野の国際協力についても、国内施策との連携を図りつつ、効果的かつ効率的に取り組むことが必要である。

なお、農産物の輸入については、輸入動向や国内の競争関係にある農産物の生産に及ぶ影響等について、常時監視を行い、国内生産に重大な損害を与え、または与えるおそれがあり、緊急に必要な場合には、セーフガードその他の措置が迅速に講じられるよう努める必要がある。

### [望ましい農業構造の確立]

5. 平成12年農林業センサス結果によれば、我が国農業を支えてきた昭和一けた世代のリタイアの進行とともに、農家、農業就業人口の減少も続いており、将来にわたる農業生産の維持・増大や農業の有する多面的機能の発揮において重大な問題である。このため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、営農類型及び地域条件に応じた農業経営の規模拡大、農業生産基盤の整備等農業経営基盤の強化のための施策を推進する必要がある。

また、地域農業の維持・継続のため、地域の実情に応じた多様な担い手（集落営農の活用、サービス事業体の支援、市町村・農協等公的主体による農業生産活動への参画促進等）を育成する必要がある。

### [意欲ある担い手の育成・確保と専ら農業を営む者等による農業経営の展開]

6. 基本計画とあわせて示された農業経営、構造の展望の実現等に向け、認定農業者等担い手の育成をはじめ、新規就農者の確保、女性の参画の促進、高

齢者の活動の促進等を地域の実情に応じて一体的・総合的に推進する必要がある。

また、専ら農業を営む者等が、意欲をもって経営の体質強化と創意工夫を活かした農業経営の展開に取り組むことができるよう、経営の発展や円滑な継承、法人化の推進等に関する施策等の条件整備を進めることが必要である。

さらに、今後育成すべき農業経営を重点的・集中的に支援するための経営政策全体の見直し・再編を検討することが必要である。

#### [農地の確保・有効利用と農業生産基盤の整備]

7. 転用や耕作放棄地の増加等による農地の減少が長期にわたって引き続いており、耕地利用率も低下傾向にある。こうした状況に対応して、国内農業生産に必要な農地の確保を図るため、市町村段階における適切な土地利用計画の策定や耕作放棄対策等の取組み及び担い手への農地の利用集積の促進等を通じて、優良な農地の確保と有効利用に努めることが必要である。

農地、農業用水等の生産基盤については、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ効果的かつ効率的な整備に努めることが必要である。また、農業用水及び農業用排水施設が地域で担う多面的な役割を踏まえ、施設の適切な更新・整備及び維持管理を図る必要がある。

#### [農業の持続的発展を支える技術の開発・普及の推進]

8. 基本計画に即した生産面の諸課題に的確に対応した現場を支える技術及び農業の技術革新につながる基礎的・先端的研究開発や普及の効果的な推進を図るため、研究開発目標の明確化、国、都道府県、民間等の連携の強化、地域の条件に応じた農業技術の普及事業を推進する必要がある。また、遺伝子組換え技術については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮するとともに、技術の有用性や安全性についての情報提供等を通じた国民理解の促進に努めつつ、引き続き研究開発を進める必要がある。

#### [農産物の価格形成における市場原理の重視と経営安定]

9. 消費者の需要に即した農業生産の拡大を図るため、市場原理を重視した価格形成を推進し、農産物の需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう引き続き品目ごとの価格政策の見直しを進めていく必要がある。この場合、価格のシグナルが農業者にとってわかりやすく、経営の方針決定に資するよう決定過程の透明化等に留意することが必要である。

また、品目別の経営安定対策の実施状況等を勘案しながら、育成すべき農業経営を経営全体としてとらえ、その経営の安定を図る観点から、農産物の価格変動に伴う農業収入または所得の変動を緩和する仕組み等についても、その確立を求める声があるなかで、国民の理解が得られることを基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ、検討を行う。

#### [農業の自然循環機能の維持増進]

10. 農業の持続的な発展を図るためには、国内の資源を有効に活用する等により、農業の自然循環機能の維持増進を図ることが重要であり、こうした取組みは国民の求める安全・良質な農産物の提供や環境問題にもこたえるものとなる。このため、環境と調和のとれた持続的な農業生産方式への転換促進、環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進、家畜排せつ物の適正な管理・利用の推進、有機性資源の循環利用システムの構築等が必要である。また、農業用使用済プラスチック等の農業生産資材廃棄物の適切な処理とリサイクルを促進する必要がある。

#### [農村の総合的な振興に向けた施策の推進]

11. 農村は、農業生産の場であると同時に、地域住民の生活の場でもあることから、その中長期的なあり方を見据えつつ、農業の振興をはじめ、農村の総合的な振興に関する施策を推進する必要がある。この際、美しく豊かな田園空間の創造と農業の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民の積極的な参画に基づく整備とともに、農村活性化に向けた多様な取組みを推進することが必要である。また、生活環境の整備等の関係施策を効率的、効果的に実施するため、広域的な連携と地域における役割分担が必要である。

#### [農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮と中山間地域等の活性化]

12. 農村で農業生産活動が行われることにより生じる、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能は、国民生活及び国民経済の安定にとって重要な役割を果たしている。特に中山間地域等は、これら多面的機能の維持・発揮を通じ、地域住民のみならず、都市住民を含む国民の生命・財産と豊かな暮らしを守る防波堤としての役割を果たしており、その活性化を図るためには、立地条件を活かした特色ある農林業等の振興施策等を講ずるとともに、国民の理解のもとに農業生産活動等を支援する直接支払制度の着実な実施が必要である。

また、これら多面的機能の評価手法の高度化等を進め、国民に正しく理解されるよう情報提供や啓発活動を展開する必要がある。

#### [農業・農村の高度情報化の推進]

13. 農業分野における情報通信技術（IT）の革新と活用は、生産から流通に至る各段階で様々な可能性をもたらすことが期待される。また、農業経営における情報化は経営管理やマーケティング等の効率化・高度化につながるものである。他方、農村の高度情報化は、都市との情報格差の是正等に大きな効果が期待される。

このため、農村における情報通信基盤の整備を推進するとともに、ITを活用した生産・経営の高度化システムの開発、農業者の情報技術の取得等の取組みを推進する必要がある。

### [都市と農村の交流等の一層の促進]

14. ゆとりとやすらぎを重視する国民意識の変化に対応し、都市と農村の相互理解を深めるため、都市と農村の交流活動を促進するとともに、魅力ある地域づくりのためのハード・ソフト両面からの条件整備に努めることが必要である。

都市及びその周辺地域で営まれる農業は、生鮮野菜等の供給のほか、緑豊かな生活環境や良好な景観の提供、農業体験を通じた情操教育の場や災害時の防災空間等多様な役割も果たしており、適切な振興策を講じる必要がある。市民農園についても、生産者と消費者との交流の場等として農地の多面的利用を推進する観点から、その整備・普及に向けた取組みが期待される。

### [WTOへの対応]

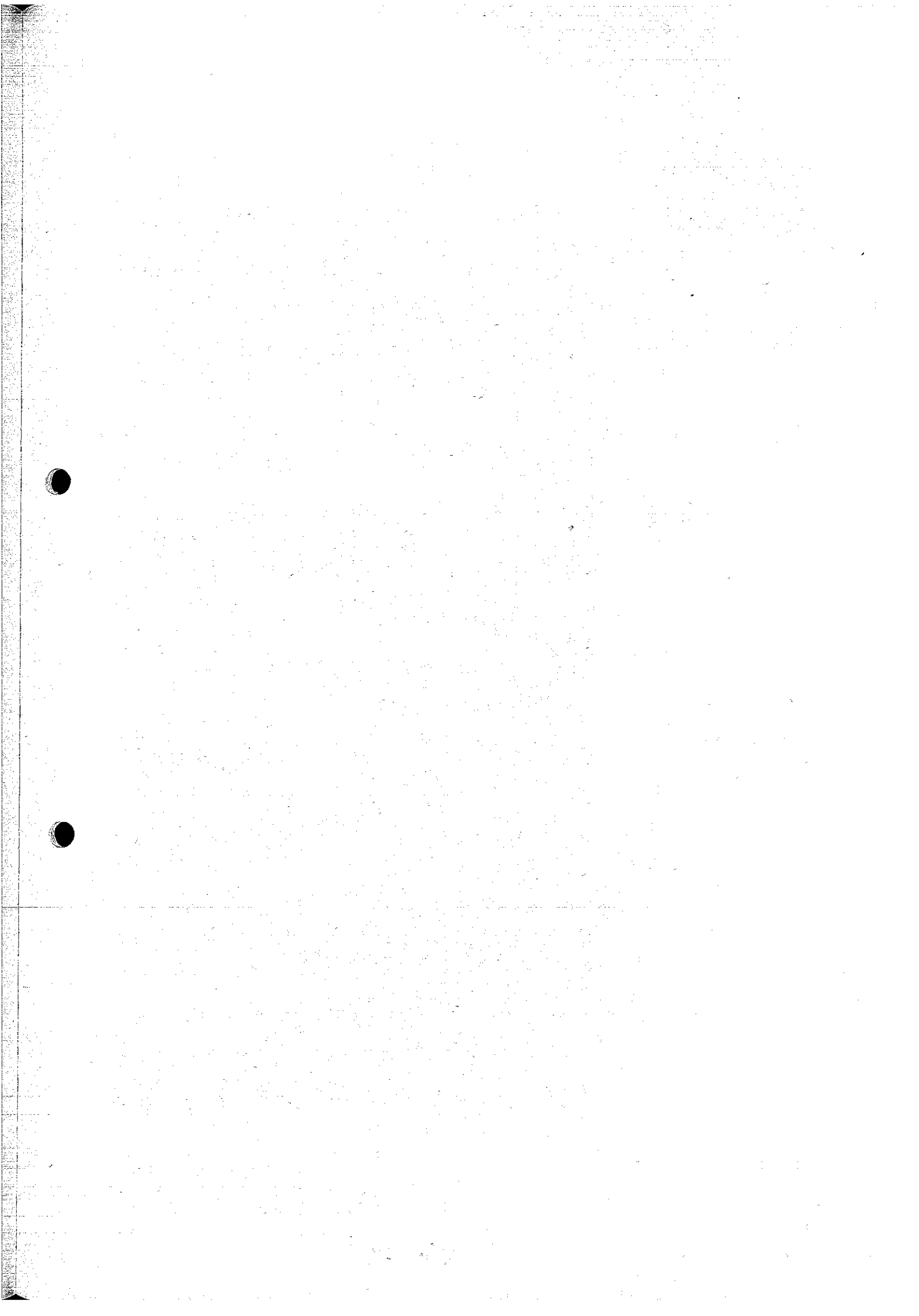
15. 2000年1月から開始されたWTO農業交渉は、21世紀の世界の農産物貿易ルールの方向が決定されるきわめて重要な交渉であり、いずれの国にとっても公平で公正な貿易ルールの確立を図ることが重要である。また、我が国にとっては、食料・農業・農村基本法に基づく農政改革の推進と並行して行われる交渉であり、新たな基本法の理念やこれに基づく施策が、国際規律のなかで正当に位置付けられる必要がある。

こうした認識のもと、「多様な農業の共存」を基本的目標とし、農業の有する多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、輸出入国間のルールの不均衡の是正等を追求する観点から農業交渉上の論点ごとに我が国の対応方針を明らかにした「WTO農業交渉日本提案」を取りまとめ、WTOに提出したところであり、今後、この提案内容に対する国際的理解のさらなる浸透を図るため、EU、韓国等との連携をさらに強化しつつ、ねばり強い交渉を行っていく必要がある。

また、今後とも関連する情報の積極的な開示等により交渉過程の透明化を図り、国民的な理解のもとで交渉を進めていくように努めていくことが重要である。

以上のような基本認識に立ち、基本計画の着実な実施を図ることが重要である。この際には、取組みが国民各層の理解と支持のもとに進められるよう、適時に施策の評価とその結果を踏まえた見直しを行うとともに情報の公開等に努め、情勢の変化に柔軟に対応し得る、透明性の高い政策形成と推進に留意することが必要である。

本報告が21世紀の我が国社会経済における食料・農業・農村の役割や位置付けに関する国民の理解の深まりの一助となり、食（消費者、都市）と農（生産者、農村）の距離を結ぶ架け橋になることを望むものである。



## [用語の解説] (各章五十音順)

### 第 I 章

#### 温度帯別商品管理

近年、生鮮食料品、チルド食品、冷凍食品等食品が多様化するなかで、各商品の品質を保持するため、生産・流通・消費各段階を通じてそれぞれの特性に応じた適当な温度を維持・管理することをいう。食品の品質・安全性に対する消費者の関心の高まりや、国際化に伴う輸入食品の増加等を背景に、ち密な管理を必要とする食品の範囲が拡大してきている。

#### 危害分析・重要管理点 (HACCP) 方式

Hazard Analysis and Critical Control Point system/原料から製造工程にわたって発生の可能性のある危害を分析したうえで、特に重点的に管理すべき点について監視し、その結果を記録に残すことによって危害の発生を未然に防止する手法をいう。

#### 飢餓・栄養不足人口

健康と体重を維持し歩行や軽度の活動を行うのに必要な食事を十分に摂っていないため、飢餓・栄養不足の状態にある人口をいう。

#### 供給熱量と摂取熱量

食品の熱量については、国民に対して供給される量(供給熱量)でみる場合と実際に摂取される量(摂取熱量)でみる場合とがあり、前者は農林水産省「食料需給表」を指標とする数値、後者は厚生労働省「国民栄養調査」によって示される数値である。

調査方法が異なること等から両者の単純な比較は困難であるが、近年、前者は微増ないし横ばい傾向にあるのに対し、後者は微減傾向にあることからその差は拡大してきている。その要因として、原料ベースでみる供給熱量には相当量の食べ残し・食品廃棄が含まれているのに対し、製品ベースでみる摂取熱量にはそれらが含まれていないことから、食料ロスの増加等が指摘されている。

#### 購買力平価

ある通貨によって購入することのできる財・サービスをその通貨の購買力といい、購買力平価は2つの通貨の購買力を等しくさせるレートのこと。

日米間で考えてみると、例えば、「同じ品質の商品Aについて、ニューヨークにおいて1ドルで購入できるものが東京では何円で購入できるか。」が日米間の商品Aの購買力平価を表す。なお、内外価格差(東京を100とした場合)は、米ドル為替レートを購買力平価で割り100を乗じることにより求められる。

#### (EUにおける) 共通農業政策

EU域内において、農産物のEU域内の自由流通の確立を図ることを目的として実施される各国共通の農業政策であり、最低価格を決めて行われる市場介入、輸入農産物に対する関税の賦課等の市場政策や条件不利地域対策等の構造政策からなる。

#### 「食」の外部化・サービス化

近年、女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進展、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられており、これらの変化を総称して「食」の外部化・サービス化という。→中食。

多頻度小口配送

商品の多様化の進展や消費者の鮮度志向等に対応するために、少ない量の商品を頻繁に配送することをいう。コンビニエンス・ストア等の営業時間の長期化や在庫縮小志向等に対応するための24時間配送が代表的であり、流通コストを押し上げる要因の一つとして指摘されている。

直接支払い

国・地方公共団体等から生産者に対して直接支払われる補助金等のこと。WTO協定上、生産者に対する直接支払いのうち、生産に関連しない収入支持、環境施策に関連するもの、条件不利地域援助等の条件に一致するものは、削減の対象となる補助金等の対象外となっている。米国においては、96年以降、それまで実施されていた生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として導入された。また、同様の制度は、EUにおいて93年より導入されている。

電子データ交換(EDI)

Electronic Data Interchange/発注から納品、決済に至る商取引に関する各種データやビジネス文書をコンピュータで処理できるように構造化・標準化し、複数の企業の間でネットワークを通じて情報交換するシステムのことをいう。

なかしよく  
中食

持帰り弁当、宅配ピザ、百貨店・スーパー等で販売されるそう菜等の総称で、レストラン等の飲食店における食事(外食)と家庭内で調理した食事(内食)の中間に位置付けられ、家庭外で作られ家庭内で消費される食事を指している。

日本農林規格(JAS規格)

Japanese Agricultural Standards/「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づき定められた農林物資(飲食物品、油脂、林産物等)の品質にかかる規格のことをいう。事業者は、この規格に適合するものについてJASマークを付することができる。規格への適合性審査は、従来、登録格付機関が行っていたが、平成11年のJAS法改正により、農林水産大臣の登録を受けた登録認定機関による認定を受けて事業者自ら行うことができるようになった。

(米国の)不足払い制度

73年農業法により導入された制度で、作物の市場価格が政府の定める目標価格を下回る場合、その差額を支給される仕組みで、支払いを受け取るためには、減反計画へ参加が義務付けられていた。96年に廃止されている。

フードシステム

食用農水産物が生産され、それが流通し、消費者にわたるまでの総体をいう。食料の流れに沿って構成主体をみると、①農水産業、②食品製造業、③食品流通業(食品卸売業、食品小売業)、④外食産業、⑤最終消費者となる。また、②～④を総称して食品産業という。生産・流通コストの削減に向けた効率化・高度化や食品の品質・安全性の確保、食品廃棄物のリサイクル等が課題となっている。

(米国の)フードスタンプ

低所得世帯(生活困窮世帯)の栄養水準の向上等を目的とした制度。一定の水準を下回る所得・資産しかない世帯に属する者に対して、一定額の範囲内で、承認販売店で食料品と引き換えることができるクーポン券等が支給される。



## 第二章

### 一般セーフガード

輸入品の急増で国内産業が重大な損害を受け、または、受けるおそれがある場合で、かつ、国民経済上緊急に必要があり、かつ、認められるとき、関税を上げたり、輸入数量を制限したりする措置。手続きについては世界貿易機関（WTO）のセーフガード協定及び関連国内法等に定められており、発動に当たっては、政府による実態調査のうえ、輸入の増加と国内産業への重大な損害、または、そのおそれとの間の因果関係を立証しなければならない。なお、発動によって影響を受ける国に対しては、他品目の関税引下げ等の補償措置の実施に努めることとされている。

### 稲発酵粗飼料

稲をホールクロップサイレージに加工した飼料で、近年、作物が作付けされない水田の有効活用と飼料自給率の向上に資することから注目されている。

ホールクロップサイレージとは、青刈りとうもろこし等の飼料作物等の子実と茎葉をいっしょに密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料。乾草の場合と異なり、調製に当たっては、材料を乾燥させる必要がないため天候の制約を受けることが少なく、貯蔵容積や調製中の養分損失も乾草に比べ少なく済む。また、良質のものは家畜のし好性も高い。

### 飲用牛乳

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号）に定める成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に沿って製造された牛乳と加工乳をいう。前者は生乳のみを原料とし、その成分規格は後者に適用される規格に加え、「乳脂肪分3.0%以上」と規定されているのに対し、後者は生乳のほか、バター、脱脂粉乳等の乳製品を原料とし、「無脂乳固形分8.0%以上」等の成分規格が定められている。また、製造及び保存の方法の基準は両者共通である。

### エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名。エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき、金融・税制上の特例措置が受けられる。

### 環境保全型農業

農薬や肥料の適正な使用の確保、稲わらや家畜排せつ物等の有効利用による土づくり等によって、農業の自然循環機能の維持増進を図ろうとする農業生産方式であり、有機農業もそのひとつである。  
→農業の自然循環機能

### 牛海綿状脳症

たん白質の一種であるプリオンが異常化した病原体に汚染された飼料等を介し感染する牛の疾病である。2年以上の神経長い潜伏期間の後、脳がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。治療法はない。「家畜伝染病予防法」に基づく法定伝染病で、侵入防止のため厳重な検疫が実施されており、これまでに我が国での発生はない。

### ゲノム解析

ある生物のもつすべての遺伝情報を解析すること。具体的には、DNAを構成する4種類の塩基（アデニン、チミン、グアニン及びシトシン）の配列すべてを確定するとともに、特定の配列がもつ機能を明らかにすること。研究開発の基盤としてきわめて重要な情報であるほか、特許等知的所有権の有無が企業利益に影響する昨今にあって、生物がもつ産業上有用な遺伝子を特許として確保することが企業間の競争となっている。

### 耕作放棄地、不作付け地

農林水産省の統計調査における区分であり、耕作放棄地とは、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。不作付け地とは、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地をいい経営耕地に含まれる。

### 口蹄疫

口蹄疫ウイルスの感染で起きる急性の熱性伝染病で、牛や豚等の偶蹄類に感染する。症状は、40～41℃の発熱や多量のよだれがみられ、口、蹄等に水疱が形成され、食欲をなくし、足をひきずるようになる。感染動物やその肉等の生産物、ウイルスが付着した飼料、人、車両等との接触で伝播する。治療法はない。「家畜伝染病予防法」に基づく法定伝染病で、侵入防止のため厳重な検疫が実施されている。なお、感染した家畜の乳肉を摂取しても人体への影響はない。

平成12年に我が国で発生した口蹄疫の侵入源が飼料用の中国産麦わらである可能性が高いとされたことから、国産稲わらの飼料利用拡大に向けた取組みが展開される契機となった。

### 効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保しうる生産性の高い営農を行う経営のこと。食料・農業・農村基本計画（平成12年3月閣議決定）にあわせて示された農業構造の展望では、近年のすう勢等を基に、将来（22年）における「効率的かつ安定的な農業経営」を、家族農業経営33～37万戸程度、法人経営及び生産組織3～4万程度と見込んでいる。

### 作況指数、「平年並み」

作柄の良否を表す指標で、その年の10アール当たり平年収量に対する10アール当たり（予想）収量の比率で表す。10アール当たり平年収量は、作物の栽培開始前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の状況等を考慮して、実収量のすう勢をもとに算出したその年に予想される収量のことである。

水稻については、作況指数106以上を「良」、102～105を「やや良」、99～101を「平年並み」、95～98を「やや不良」、91～94を「不良」、90以下を「著しい不良」と表現する。

### 指定野菜

消費量が相対的に多く、国民消費生活上その価格の安定を図ることがきわめて重要なキャベツ、たまねぎをはじめとした政令で定める14品目の野菜。

これら指定野菜の出荷時期ごとに、一定の要件を満たす産地が農林水産大臣から「野菜指定産地」の指定を受ける。この野菜指定産地から政令で定める「指定消費地域」に出荷された指定野菜の一部が、価格低落時に野菜供給安定基金から交付される生産者補給金の対象となる。

### 新規就農ガイドセンター

農業経営を営む人材の確保育成を目的として、全国及び都道府県段階に設置されているセンター（組織）（全国段階：全国新規就農ガイドセンター、都道府県段階：都道府県新規就農ガイドセンター）。新規就農希望者に対する農地の確保に関する情報等といった新規就農関連情報の提供や、就農相談活動、就農セミナー等を業務として行っている。

## 水田の汎用化

通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物を栽培できるよう、水田に排水路や暗きょ（地下水位を調整するため地中に埋めた有孔パイプ）を整備して水はけを良くすること。これらは主にほ場整備により実施される。定義上の汎用田は、①冬期間地下水が地表面より約70cm以深であること、②10年に1度の大雨が4時間降った場合、4時間以内で排水可能なこと、③区画が30アール程度以上に整備済みであることの3つの条件を満たしているものをいう。

## 青年農業者等育成センター

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、都道府県に設置されている、青年農業者等の育成を目的とするセンター（組織）。当該都道府県の区域内において、就農支援資金の貸付けを行うとともに、新たに就農しようとする青年等に対し、農業の技術または経営方法の習得に関する情報の提供や相談、その他の援助等を業務として行っている。

## 地域農業改良普及センター

新しい生産技術の導入支援や、経営管理能力の向上支援、地域特産品の開発、農村の生活改善の推進等、農家の経営・技術・生活の向上を図る普及事業を担う都道府県の出先機関として「農業改良助長法」に基づき設置されているセンター（組織）。センターには、農業の専門技術者（改良普及員）が配属され、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等により、直接農業者に接しながら活動を進めている。

## 地域複合化

集落等を単位とする地域で、稲作経営や野菜作経営、畜産経営等複数部門の経営が連携をもって営まれることで、これにより資源の有効活用、地域内循環が図られる。  
例えば、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合化では、地域内の稲わら、もみ殻等の農場副産物と家畜排せつ物を利用してたい肥を生産し、地域内のほ場に施用することが可能となり、地域内の物質循環を保ちながら、家畜排せつ物の処理とともに地力の維持・増進が図られるなどの利点がある。

## 地域用水機能

農業用水が、かんがい利用されるだけでなく、生活に密着した「地域の水」として、農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄等に活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全、水路の水質保全等の役割を果たしていること。

## 低コスト耐候性ハウス

我が国の施設園芸は、生産資材費等が諸外国よりも割高で、特に、温室については、設置コストが高く、このことが競争力の低下、ひいては園芸作物の輸入増の一因ともなっている。一方、広く普及している鉄骨補強パイプハウスは、低価格ではあるが、簡易な独立基礎が多いため台風等の災害に弱く、また、台風時期にはフィルムを剥ぐため周年栽培には適さないなどの欠点がある。低コスト耐候性ハウスは、こうした欠点を改良したもので、①ソイルセメントを用いた大きな基礎、②柱脚固定、③パイプの連結強化により、耐風強度が大きくなり、台風時期もフィルムを張れるため作物の周年栽培が可能となる。また、ガラス室に比べ設置コストも安価なことから、近年注目されている。

## 特定農業法人

担い手不足が見込まれる地域において、地権者の合意のもとに地域内農地の相当部分を利用集積する経営体として「農業経営基盤強化促進法」に位置付けられている農業生産法人。平成12年12月末日現在、全国で67法人ある。将来、地域農業の担い手となることを期待されており、農地の利用集積等に要する費用として農業収入の一部を準備金として積み立てた場合には、その積立額を損金に算入することが認められるという税制上の特例が講じられている。

## 土地改良区

土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益権者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の管理等を行っている。

## 認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者（認定農業者）に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。

## 農業委員会

農業者の代表として公選等により選出された農業委員により構成される市町村の行政委員会。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進にかかる業務を行っている。

## 農業サービス事業体

自らは農業経営を行わず、委託を受けて農作業を行う事業体。一般の農家に比べ優れた技術水準のサービスをもって農家の労働力不足等を支援する役割を担っている。作目別にみて最も多い水稻に関するサービス事業体は、事業体数、作業シェアともに増加傾向にある。

## 農業の自然循環機能

稲わらや家畜排せつ物をたい肥として農地に還元することによって土壌が改良され地力が増進するとともに、作物が養分としてこれを利用する、土壌中の微生物が多様化するなど、農業生産活動は、自然界における生物を介する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有している。これを農業の自然循環機能という。農業の持続的なる発展のためには、環境との調和を図っていくことが重要であることから、食料・農業・農村基本法において、その維持増進を図るための施策を講ずることとされている。

## 農地、耕地

農地とは、耕作（土地に労資を加えて肥培管理を行い作物を栽培すること）の目的に供される土地であるが、耕地は、そのうち実際作物の作付けが行われているか行い得る状態にある農地をいう。

## 農地保有合理化事業

農地保有合理化法人（都道府県農業公社、市町村、農協及び市町村公社）が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、①農用地等の売買・貸借（農地売買等事業）、②農用地等の売渡信託の引受け（農地信託等事業）、③農業生産法人への農用地等現物出資（農業生産法人出資育成事業）、④新規就農者等への研修等（研修等事業）を行う事業である。

## 農地流動化推進員

農業集落単位で担い手に対する農地の利用集積を促進するため、農地の売買や貸借あるいは作業受委託にかかる利用調整を行う推進員で、市町村農業委員会の農業委員、農協の営農指導員、地域の農家の経営状況・意向等の事情に詳しい者等のうち都道府県農業会議の研修を受けた者が担当している。

## バイオマス資源

エネルギー源または工業原料として使用できる生物体ないし生物由来の資源。エネルギー源としては、本文で紹介している家畜排せつ物をはじめとする稲わら、間伐材等廃棄物・副産物系のもののほか、海外では内燃機関の燃料用に栽培されるなたねやさとうきび等もある。分布が局地的でなく、再生利用や再生産が可能という長所を有する反面、エネルギー効率の低さや収集の手間等から運転コストが高いなどの課題もあり、普及のための一層の研究開発が必要である。

## (農業経営基盤強化促進法に基づく) 利用権

農業経営基盤強化促進法に定められる①農業上の利用を目的とする賃借権もしくは使用貸借による権利、②農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利のこと。その権利内容は、農地法の賃借権、使用貸借による権利、農業経営の委託を受けることにより取得する権利に相当する。

## 第三章

### 協働

異なったタイプの当事者同士が、対等な関係に立ちながら協力して共に働いていく活動のこと。近年、NGO、NPOといった市民参加型組織によるボランティア活動の役割の重要性が高まっており、市民・企業・行政の各セクターが連携して、魅力的な地域社会づくりを進めていく関係として「協働」が注目されている。里山保全活動や棚田オーナー制度、援農等、都市の住民が農村に滞在して、農村の住民や行政と連携する活動も「協働」の形態として広がりを見せている。

### クラインガルテン

契約した区画内に、野菜や花等を栽培する農園(ほ場)のほか、休憩・宿泊等に使用する簡単な小屋を併設したヨーロッパ型の市民農園のこと。ドイツ語の「Kleingarten(直訳:小さな庭)」を元にする用語。我が国においても、丸太で作ったログハウス付きの市民農園等が各地で開設されるなど、近年、注目されつつある。

### グラウンドワーク

地域の環境整備等の実施に際し、従来の行政主導の計画策定・事業実施にかわり、住民が積極的に参加するとともに、企業が地域社会への貢献やイメージアップ等の観点から参画し、住民・行政・企業の3者のパートナーシップによりグラウンド(生活の現場)に関するワーク(創造活動)を行うもの。1980年代にイギリスの農村で始まった活動で、我が国でも財団法人日本グラウンドワーク協会が中心となり各地の活動を支援している。

### (中山間地域等直接支払制度における) 集落協定

直接支払いの対象となる傾斜等により農業生産条件の不利な1ha以上の一団の農用地において農業生産活動等(耕作、農地管理等)を行う農業者等が締結するもので、将来にわたり当該農用地において農業生産活動等が維持されるよう、①構成員の役割分担、②生産性の向上や担い手の定着の目標など、集落として今後5年間に取り組むべき事項や目標を定めるもの。

(注) ここでいう集落とは、一団の農用地において協定参加者の合意のもとに農業生産活動等を協力して行う集団をいう。

---

**多自然居住地域**

都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然をあわせて享受するという、21世紀の新たな生活様式の実現が可能な国土のフロンティアとして位置付けられる地域で、中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域が対象となる。平成10年3月に閣議決定された新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において提言された。

---

**(農業の有する) 多面的機能**

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

---

**農業集落**

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他生活面にまで及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。

---

**道の駅**

一般道路沿いに設けられた休憩施設。駐車場等の休憩施設と、資料館等の地域振興施設が一体となり、休憩・情報提供・地域連携等の機能をもつ。(平成13年1月現在で全国に610か所の「道の駅」が登録済)

---

**UJIターン**

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

---